

湖山池。スタツク

2025

ご注意ください!
漁協の組合員以外の方がしじみを採捕することは禁止されています。



基金が作成したマップは、Web上にも掲載しています。



【湖山川と海面との境界線】
鳥取市賀露町の賀露大橋下流端

規則を守りましょう

本マップに記載の鳥取県漁業調整規則の規定に違反したものは、「6月以下の懲役若しくは10万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」とされています。ご注意ください。

～遊漁を楽しむ方へのお願い～

ルールを守り、マナーを忘れず、綺麗な池にしましょう!

遊漁者様へお願い

遊漁料	令和7年1月現在)		
水産動物の名称	漁具又は漁法	期間	遊漁料
こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお、えび	さお釣、手釣、たも網、徒手採捕	1日	1,000円
		1年	10,000円

※1 下記に該当する場合は、遊漁料は無料です。
・鳥取市外に住所を有する者
・鳥取市外に住所を有する者で、中学生以下及び80歳以上の者
※2 下記に該当する場合は、上記遊漁料の2分の1の額となります。
・鳥取市外に住所を有する者で、高校生及び身体障害者(手帳所持者)
～遊漁料は、直接湖山池漁業協同組合に納付してください～
(不持複製) 公益財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金 作成 令和7年1月

しらうお禁止区域等 (※遊漁規則)

区 域	期 間
① 鳥取市高住字濱手36番地の3から158番地の2にかけての岸から沖合30メートルの間(高住大室開田(株)工場前附近)	
② 鳥取市良田の農業排水路において、県道鳥取鹿野倉吉線から河口を経て沖合30メートルの間(良田の農業排水路河口附近)	
③ 鳥取市良田字大黒見638番地から同市松原字新開田597番地にかけての岸から沖合30メートルの間(県道鳥取鹿野倉吉線沿いで良田と松原の境界附近)	3月1日から5月31日まで
④ 鳥取市金沢町山分758番地から同市金沢字大門山分757番地にかけての岸から沖合30メートルの間(つづらお附近)	
⑤ 鳥取市三津1232番地の3から1233番地の1にかけての岸から沖合30メートルの間(海洋センター附近)	

禁止区域等 (※遊漁規則第39条第2項、※遊漁規則)

禁止区域等	湖山池及びそれぞれに接続する河川	禁止期間
禁1	鳥取市金沢における湖山川河口から上流500メートル及び河口から右岸150メートル、左岸90メートルの間の沖合100メートルの水域	1月1日から12月31日まで
禁2	鳥取市金沢における忠魂碑と宇田川尻の枝川河口右岸を結んだ直線以西の湖山池の水域	
禁3	鳥取市湖山町南二丁目における古川と垂井川との合流点の龍門の上流端から上流370メートルの水域	
禁4	鳥取市布勢における新内新田川の水域、同市湖山町南三丁目における旧内新田川の水域及び同市新湖山町南三丁目における新内新田川河口以東の水域	
禁5	鳥取市高住における高住川河口から上流315メートルの水域	5月15日から7月15日まで
禁6	鳥取市松原における枝川河口から上流595メートルの水域	
禁7	鳥取市金沢における宇田川河口から同市金沢における坂本橋下流端の水域	
禁8	鳥取市福井における福井川河口から上流660メートルの水域	
*石がまの周辺18メートル以内の区域		
*遊漁規則の対象となっていない水産動物は、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえびです。		
*10月1日から翌年7月15日まで		

その他禁止等 (※遊漁規則)

区 域	禁止漁具又は漁法	水産動物の種類
湖山川(鳥取市湖山町東三丁目と同市賀露町第一丁目の境界線から下流の区域)	手釣及びさお釣以外の漁具・漁法	こい、ふな、うなぎ

※県道1号線鳥取バイパス大賀橋から海面との境界線までの区域

鳥取県漁業調整規則・湖山池漁業協同組合の遊漁規則 一部抜粋

※内水面全体に関する事項一部除く

全長等の制限 〈調整規則第36条、第40条〉

水産動物	採捕してはならない大きさ
こい	全長15センチメートル以下
うなぎ	全長30センチメートル以下

禁止期間等 〈調整規則第40条〉

水産動植物	禁止期間	禁止区域
あゆ	2月1日から5月31日まで 及び9月26日から10月31日まで	内水面
こい(全長15センチメートルを超えるものに限る。)	5月15日から7月15日まで	湖山池及び東郷池
ふな	5月15日から7月15日まで	湖山池及び東郷池
ぬかえび (小だも又は中だもを使用して採捕する場合に限る。)	12月1日から翌年3月31日まで	湖山池
ぬかえび (大だもを使用して採捕する場合に限る。)	12月1日から翌年7月31日まで	湖山池
藻類	4月1日から7月31日まで	湖山池

その他禁止 〈鳥取県内水面漁場管理委員会の指示〉

対象魚種	禁止内容等
ブラックバス類(オオクチバス・コクチバス その他のオオクチバス属の魚をいう。)及 びブルーギル	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などにおいて、ブラックバス等の再放流(キャッチアンドリリース)を禁止。 [指示開始の日:平成24年11月1日]
コイ(マゴイ及びニシキゴイをいう。)	鳥取県内の河川、湖沼、ため池、用水路などにおいて、コイの放流を禁止。ただし、採捕した水面に速やかに再び放流する場合等を除く。 [指示期間:令和6年4月1日から令和7年3月31日まで] ※以後継続の可能性あり

漁具漁法の制限及び禁止 〈調整規則第34条、第37条〉

内水面において水産動物を採捕してはならない漁具又は漁法	
刺網(張網、建網、狩刺網及び流刺網をいう。)、敷網、地びき網、船びき網、えびこぎ網、手操網、ふくろ網、えり	
水中に電流を通じてする漁法	
潜水器(簡易潜水器を含む。)	
水中において照明を利用してする漁法	
びんづけ漁法	
瀬干し(一定区域内の水を除去して採捕する漁法をいう。)	
ふなや(岸边その他の場所に穴を掘り、その中に入った魚を採捕する漁法をいう。)	
鶺鴒(う)使い(鶺鴒を利用して採捕する漁法をいう。)	
鉄砲やす(人力以外の動力を利用してやすを発射させて採捕する漁法をいう。)	
はねかわ(木、竹、枝葉、布その他これに類するものを取り付けた系又は網その他これに類するもので魚を威嚇して採捕する漁法をいう。)	
あゆなぐり(竹、木その他これに類するものの柄の先端にひっかけ針を取り付けたものを使用して採捕する漁法をいう。)	
いたちがわ(いたちの皮その他これに類するものを使用して魚を威嚇し、網漁具を使用して採捕する漁法をいう。)	
上り瀬 (水中に竹、木、石その他これに類するものを敷設して魚の通路を遮断し、遮断した通路の一部に竹す、かご、網その他又は下り瀬 これに類するものを設置して採捕する漁法をいう。)	

〈遊漁規則〉

*湖山池漁協の遊漁規則の対象となっている水産動物は、こい、ふな、うなぎ、わかさぎ、しらうお及びえびです。

・湖山池及びそれに接続する河川において、さお釣、手釣、たも網、徒手採捕以外の方法で、遊漁をしてはならない。

※1 さお釣及び手釣の場合、引懸(ゾロ)、ルアーは除く。

※2 さお釣、手釣、たも網、徒手採捕による場合であっても船又はいかだ等の使用、撒き餌(アミ)は禁止。

【規則等に関するお問合せ先】

湖山池漁業協同組合
鳥取県鳥取市湖山町南1丁目969-5
☎ 0857-28-1078

鳥取県農林水産部水産振興局漁業調整課
鳥取県鳥取市東町一丁目220番地
☎ 0857-26-7318・7339
✉ gyogyou-chousei@pref.tottori.lg.jp



ホームページはこちら